

大内家文書

6 ○大内備前守宛知行宛行判物(大内家文書)

天正十六年（一五八八）四月一日

登米市教育委員会蔵

7 ○大内備前守宛起請文（大内家文書）

天正十六年（一五八八）四月十二日

登米市教育委員会蔵

8 大内備前守宛知行宛行判物

天正十六年（一五八八）三月十日

個人蔵

[illegible]

(Faint vertical calligraphy)

前々但願言ふ事三端ありしかば
 其間於古より今に至る迄の
 一代の因縁より最末の余の故を
 可いふ數月を以て終りて終りて
 尚、其後を病者之方々々々々
 其間一保家一然因一山邊と
 延二一一下長井内元元元元
 永代二一を再ハ下りりりりり
 金言一三の如き右謹文必体

天正十六年三月廿日
 上田過庵

9 大内備前守宛知行宛行判物

天正十六年（一五八八）三月二十日

個人蔵

10 ○伊達忠宗知行宛行狀(大内家文書)

寛永二十一年（一六四五）八月十四日

登米市教育委員会蔵

11 ○伊達綱村知行宛行狀（大内家文書）

天和三年（一六八三）八月日

登米市教育委員会蔵

前、但親月亭二、高旁、
 度、時、居、合、
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 一百、
 一百一、
 一百二、
 一百三、
 一百四、
 一百五、
 一百六、
 一百七、
 一百八、
 一百九、
 二百、
 二百一、
 二百二、
 二百三、
 二百四、
 二百五、
 二百六、
 二百七、
 二百八、
 二百九、
 三百、
 三百一、
 三百二、
 三百三、
 三百四、
 三百五、
 三百六、
 三百七、
 三百八、
 三百九、
 四百、
 四百一、
 四百二、
 四百三、
 四百四、
 四百五、
 四百六、
 四百七、
 四百八、
 四百九、
 五百、
 五百一、
 五百二、
 五百三、
 五百四、
 五百五、
 五百六、
 五百七、
 五百八、
 五百九、
 六百、
 六百一、
 六百二、
 六百三、
 六百四、
 六百五、
 六百六、
 六百七、
 六百八、
 六百九、
 七百、
 七百一、
 七百二、
 七百三、
 七百四、
 七百五、
 七百六、
 七百七、
 七百八、
 七百九、
 八百、
 八百一、
 八百二、
 八百三、
 八百四、
 八百五、
 八百六、
 八百七、
 八百八、
 八百九、
 九百、
 九百一、
 九百二、
 九百三、
 九百四、
 九百五、
 九百六、
 九百七、
 九百八、
 九百九、
 一千、
 一千一、
 一千二、
 一千三、
 一千四、
 一千五、
 一千六、
 一千七、
 一千八、
 一千九、
 二千、
 二千一、
 二千二、
 二千三、
 二千四、
 二千五、
 二千六、
 二千七、
 二千八、
 二千九、
 三千、
 三千一、
 三千二、
 三千三、
 三千四、
 三千五、
 三千六、
 三千七、
 三千八、
 三千九、
 四千、
 四千一、
 四千二、
 四千三、
 四千四、
 四千五、
 四千六、
 四千七、
 四千八、
 四千九、
 五千、
 五千一、
 五千二、
 五千三、
 五千四、
 五千五、
 五千六、
 五千七、
 五千八、
 五千九、
 六千、
 六千一、
 六千二、
 六千三、
 六千四、
 六千五、
 六千六、
 六千七、
 六千八、
 六千九、
 七千、
 七千一、
 七千二、
 七千三、
 七千四、
 七千五、
 七千六、
 七千七、
 七千八、
 七千九、
 八千、
 八千一、
 八千二、
 八千三、
 八千四、
 八千五、
 八千六、
 八千七、
 八千八、
 八千九、
 九千、
 九千一、
 九千二、
 九千三、
 九千四、
 九千五、
 九千六、
 九千七、
 九千八、
 九千九、
 一万、
 一万一、
 一万二、
 一万三、
 一万四、
 一万五、
 一万六、
 一万七、
 一万八、
 一万九、
 二万、
 二万一、
 二万二、
 二万三、
 二万四、
 二万五、
 二万六、
 二万七、
 二万八、
 二万九、
 三万、
 三万一、
 三万二、
 三万三、
 三万四、
 三万五、
 三万六、
 三万七、
 三万八、
 三万九、
 四万、
 四万一、
 四万二、
 四万三、
 四万四、
 四万五、
 四万六、
 四万七、
 四万八、
 四万九、
 五万、
 五万一、
 五万二、
 五万三、
 五万四、
 五万五、
 五万六、
 五万七、
 五万八、
 五万九、
 六万、
 六万一、
 六万二、
 六万三、
 六万四、
 六万五、
 六万六、
 六万七、
 六万八、
 六万九、
 七万、
 七万一、
 七万二、
 七万三、
 七万四、
 七万五、
 七万六、
 七万七、
 七万八、
 七万九、
 八万、
 八万一、
 八万二、
 八万三、
 八万四、
 八万五、
 八万六、
 八万七、
 八万八、
 八万九、
 九万、
 九万一、
 九万二、
 九万三、
 九万四、
 九万五、
 九万六、
 九万七、
 九万八、
 九万九、
 十万、
 十万一、
 十万二、
 十万三、
 十万四、
 十万五、
 十万六、
 十万七、
 十万八、
 十万九、
 十一万、
 十一万一、
 十一万二、
 十一万三、
 十一万四、
 十一万五、
 十一万六、
 十一万七、
 十一万八、
 十一万九、
 十二万、
 十二万一、
 十二万二、
 十二万三、
 十二万四、
 十二万五、
 十二万六、
 十二万七、
 十二万八、
 十二万九、
 十三万、
 十三万一、
 十三万二、
 十三万三、
 十三万四、
 十三万五、
 十三万六、
 十三万七、
 十三万八、
 十三万九、
 十四万、
 十四万一、
 十四万二、
 十四万三、
 十四万四、
 十四万五、
 十四万六、
 十四万七、
 十四万八、
 十四万九、
 十五万、
 十五万一、
 十五万二、
 十五万三、
 十五万四、
 十五万五、
 十五万六、
 十五万七、
 十五万八、
 十五万九、
 十六万、
 十六万一、
 十六万二、
 十六万三、
 十六万四、
 十六万五、
 十六万六、
 十六万七、
 十六万八、
 十六万九、
 十七万、

登米郡為村湊減立村
 浪江村横場村右北四ヶ
 村都合百廿六貫目文
 所より一沱 同紙 金可
 領納多也以此為件

寛永二年八月廿日
 甲申

大内宿家

登系那西那村內希
取都合百貳拾九貫七百
七拾七文
目錄立
別紙全可有領
知者也仍如件

天和三年八月日

大同太師人部力